

## 利益相反管理方針

### (目的)

第 1 条 東短 ICAP 株式会社（以下「当社」といいます。）は、金融商品取引業等に関する内閣府令第 70 条の 3 の規定に基づき、東短グループ各社（当社を含む、以下「グループ会社」といいます。）とお客様の間、またはグループ会社のお客様相互間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等および利益相反管理方針に従い、特定・類型化し、お客様の利益を不当に害することのないように利益相反取引を管理する体制を以下のとおり構築し、適切な方法により業務を遂行いたします。

### (利益相反管理の対象となる取引と特定方法)

第 2 条 利益相反とは、グループ会社とお客様の間、またはグループ会社のお客様相互間において、利益が相反する状況をいいます。

利益相反は金融取引において日常的に生じるものですが、当社では、利益相反管理の対象となる「利益相反のおそれのある取引」として、次の何れかに該当するものを管理いたします。

- ①お客様の不利益により、グループ会社が利益を得る(損失を回避する)可能性がある。
- ②お客様との取引の結果、グループ会社が、お客様の利益とは区別される利益を得る。
- ③お客様の利益よりも他のお客様を優先する経済的その他の原因がある。
- ④お客様と同一の業務を行なっている。

但し、上記の状況が、お客様との契約上または信義則上の義務に違反しないことが明らかなる場合は除きます。当社では、お客様との取引が利益相反のおそれのある取引に該当するか否かについて、お客様から頂いた情報に基づいて、営業部門から独立したコンプライアンス部が特定を行ないます。

### (類型)

第 3 条 利益相反のおそれのある取引に該当するか否かについては、個別具体的な事情に応じて決まりますが、例えば、次のような取引については、該当する可能性があります。

	お客様とグループ会社	お客様相互間
利害対立型	お客様とグループ会社の利害が対立する取引	グループ会社のお客様相互間の利害が対立する取引

競合取引型	お客様とグループ会社が同一の対象に対して競合する取引	グループ会社のお客様相互間において競合する取引
情報利 用型	当社がお客様との関係を通じて入手した情報を利用してグループ会社が利益を得る取引	当社がお客様との関係を通じて入手した情報を利用してグループ会社の他のお客様が利益を得る取引

**(利益相反管理体制)**

第 4 条 当社は、適正な利益相反管理を行なうため、コンプライアンス部が、利益相反のおそれのある取引の特定と管理を一元的に行ないます。その管理方法として、次に掲げる方法を適宜選択します。

- ①対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門の分離
- ②対象取引または当該お客様との取引の条件または方法の変更
- ③対象取引または当該お客様の取引中止
- ④お客様への、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについての開示と、お客様の同意
- ⑤その他

**(利益相反管理の対象となる会社の範囲)**

第 5 条

利益相反管理の対象となる当社以外のグループ会社は、次に掲げる会社です。

- ① 東京短資株式会社
- ② I C A P 東短証券株式会社
- ③ セントラル東短証券株式会社
- ④ ジェイ・ボンド東短証券株式会社
- ⑤ その他当社において管理が必要と認める会社

尚、上記グループ会社に変更があった場合はそれに準じます。

**(改廃)**

第 6 条 本方針の改廃は、経営会議の決議による。

付則

本方針は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

平成 30 年 4 月 1 日 改定